

は じ め に

北海道立衛生研究所報第 73 集がまとまりましたのでご報告申し上げます。

昭和 24 年の設置以来、当所の業務に多大なご協力やご理解をいただいております関係機関の皆様へ改めて感謝を申し上げます。

令和 5 年は、地方衛生研究所（地衛研）の役割が地域保健法に位置付けられた最初の 1 年となりました（令和 4 年 12 月改正）。法改正の契機は、もちろん新型コロナウイルス感染症対策です。流行当初から地域における公衆衛生の拠点として、国内の感染症対策を支えた業績が高く評価されたと言えるでしょう。一方で、世間的には、「地方衛生研究所 = PCR 検査 = 感染症」という地衛研の一部を切り出したような理解が広がってしまいました。地衛研の先輩達が我々を含め市井の人々の健康や生活環境を守って下さったご貢献を思うと少し複雑な気もいたします。

地衛研の業務は、「試験検査」、「調査研究」、「研修指導」が 3 つの柱です。北海道立衛生研究所（道衛研）は、全国 85 の地衛研の中でも比較的規模が大きく、試験検査部門を備える道内 10 か所のセンター保健所や札幌市衛生研究所などと協力しながら広大な北海道全域の「試験検査」を担当してきました。加えて、道内外で生じる新たな健康課題に対して積極的に「調査研究」を展開しており、国立医薬品食品衛生研究所を始めとする研究機関との共同研究に参画しています。道衛研では、この「調査研究」の比重が大きく、現職員だけでなく連綿と続く研究活動を積み上げられた OB/OG の存在が誇りです。

最近では、従来から実施してきた「研修指導」に加えて、道内の感染症発生動向や病原体の「試験検査」結果を監視している道衛研感染症センターから、道庁や保健所に対して「情報に基づくインテリジェンス」を速やかに還元する業務が本格化するようになりました。感染症センター長に藤谷先生（兼務、札幌医科大学感染制御部）をお迎えして、FETP-J（実地疫学専門家養成コース、国立感染症研究所）を受講/修了した職員が活躍できる体制になったことが大きいと考えております。

道衛研では関係機関との連携を密にしながら、担当分野の発展と公衆衛生の向上を目指して参りますので、引き続きのご支援とご協力をいただけますと幸いです。

令和 6 年 3 月

北海道立衛生研究所 所長 人 見 嘉 哲